**「配偶者の収入要件がある家族手当」見直し計画書**

当社では、「配偶者の収入要件がある家族手当」について以下のとおり見直しに取り組みます。

|  |
| --- |
| **１　現状** |
| * **就業規則に「配偶者の収入要件がある家族手当」の規定がある。**

就業規則に定めている配偶者の収入要件（扶養の定義）は以下のとおり。□年収１０３万以下（所得税法上の扶養）□年収１３０万未満（社会保険（健康保険）上の扶養）□その他（以下に具体的な内容を記載してください）□　**事前エントリー日から過去５年以内に「配偶者の収入要件がある家族手当」の支給実績がある。**　　 |
| **２　取組内容（計画）** |
| □**「配偶者の収入要件がある家族手当」を以下のいずれかのとおり見直す。**（場合により複数該当可）　①配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する。　　②配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える。　　③配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる。 |
| **３　実施計画** |
| * **以下の（３）から（６）の全てを取組期間内（交付決定日から３か月以内）に実施する。**

（１）現状の把握・分析、目標の設定（２）労使間交渉（３）労使協定の締結　　　　（交付決定日から３か月以内）（４）就業規則の改正　　　　（交付決定日から３か月以内）（５）社内周知　　　　　　　（交付決定日から３か月以内）（６）労働基準監督署への届出（交付決定日から３か月以内） |

※該当するものについて☑チェックしてください（６箇所）。

|  |
| --- |
| **４　取組について財団理事長への報告** |
| □　取組期間内（交付決定日から３か月以内）に「配偶者の収入要件がある家族手当」の見直しを実施した後に、取組期間後１か月以内（交付決定日から４か月以内）に取組実績を財団理事長に報告します。 |